

Ⅶ 用語の説明

1 現金収支と現物収支

収支は、現金を主とし、現物収支は、現金収支と分けて大きな分類のみ別掲している。

2 収支項目

- (1) 可処分所得……………「実収入」から税金、社会保険料などの「その他の実支出」を差し引いたものである。「実収入」は、いわゆる「税込み収入」、「可処分所得」は「手取り収入」に相当する。
- (2) 貯蓄純増……………「預貯金」と「保険掛金」の合計から「預貯金引出」と「保険取金」の合計を差し引いたものである。

3 用途分類と品目分類

消費支出は、「用途分類」と「品目分類」の2種類に分類される。「用途分類」とは、世帯で購入した商品とその世帯で使うか、それとも他の世帯に贈るかという使用目的によって分類する方法である。「品目分類」とは、この用途に関係なく、同じ商品は、同じ項目に分類する方法である。

この報告書では、第1～9、14～26、31、33表は用途分類で、第10～13、27～30、32表は品目分類である。

4 基礎的支出・選択的支出

消費支出は、米、家賃、電気代などの生活上不可欠で基礎的な支出項目と、エア・コンディショナ、ピアノ、映画観覧料などの嗜好的で、選択的な支出項目に分類される。

この分類は、消費構造や消費動向をみるために、支出弾力性により、品目単位に分類して集計したものである。消費支出総額の変化率に対する費目支出の変化率の比が、1.00未満を基礎的支出、1.00以上の費目を選択的支出に分類する。

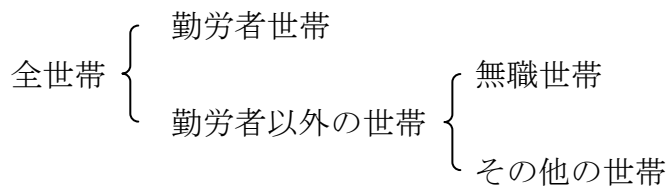
5 財とサービス

消費支出(こづかい、交際費、仕送り金を除く。)を品目分類による支出項目により、財(商品)とサービスとに分類して集計したものである。さらに、財については、耐久度と価格により、耐久財、半耐久財及び非耐久財に3区分している。

6 世帯と世帯員

(1) 世帯

世帯とは、住居と家計をともにする人の集まりである。生計分析調査では、二人以上の非農林漁家世帯を対象としている。この世帯の家計費の主たる収入を得ている人を世帯主として、世帯主の職業により、次のとおり分類する。



勤労者世帯とは、世帯主が、会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯である。

勤労者以外の世帯とは、勤労者世帯以外の世帯で、無職世帯とその他の世帯からなる。無職世帯とは、世帯主が無職の世帯であり、その他の世帯とは、世帯主が、商人・職人、個人経営者、法人経営者、自由業者などの世帯である。

なお、その他の世帯については、年間収入以外の収入の調査をしないので、全世帯の集計区分では、支出のみを集計している。

(2) 世帯員

世帯主とその家族のほかに、家計をともにしている同居人、家族同様にしている親戚の子供、住み込みの家事使用人、営業上の使用人なども世帯員とみなしている。

また、家族であっても、別居中の人、家計を別にしている間借人などは世帯員に含めない。

(3) 世帯の属性分類

- ・ 世帯形態……世帯を配偶者の就業状態、家族構成等で分類したものである。
- ・ 職能形態……世帯を世帯主の就業上の地位等で分類したものである。
- ・ 標準世帯……夫婦と子供2人の4人で構成される世帯のうち、有業者が世帯主1人だけの世帯に限定したもの
- ・ 無職高齢者世帯……世帯主が無職で、かつ、世帯形態が高齢者世帯に区分される世帯

7 7分位階層別

この階層区分は、調査世帯の生計支出額、年間収入額、勤め先収入額のそれぞれについて、小さいものから大きいものへ順番に並べ、これを7等分したものである。

8 世帯数分布

標本世帯の分布状況を示す、1万分比の構造係数である。なお、抽出率の関係で、必ずしも、調査世帯の構成比とは一致しない。

9 住居の所有関係

持ち家とは、居住している世帯がその住宅を所有している場合である。未登記又は分譲住宅などで、分割払いの未払い分があっても、居住していれば、これに含める。

民営借家とは、居住している世帯がその住宅を借りている場合で、次の公営借家、公団・公社の借家、給与住宅に該当しないものである。

公営借家とは、都営又は区市町村営の賃貸住宅に居住している場合である。

公団・公社等借家とは、都市再生機構、住宅供給公社などの公的機関の賃貸住宅

に居住している場合である。

給与住宅とは、勤め先の会社、官公庁、団体などが職員家族を居住させるために所有管理している住宅に居住している場合である。

10 住宅ローンの有無

土地家屋借金返済の有無による区分である。

11 公共的料金

公共的料金とは、「公共料金等」と「準公共料金等」とからなっている。

公共料金等とは、主として公共料金を含む項目及び公共的施設等を利用する上で、必然的に支出を伴う項目を含む。一般概念としての公共料金は、政府や地方公共団体等の機関が、料金の決定や改正に直接関与する料金等を指し、具体例としては総務省の消費者物価指数などで調査分類されている項目があるが、この調査の公共料金等は、収支項目分類上の制約等から、その内容とは必ずしも一致しない。

準公共料金等とは、民間の流通機構又はサービスの提供によるものではあるが、公共料金と代替的關係にある項目並びに物価動向及び都民生活上公共料金等に準じる重要な支出項目を含む。

なお、この分類は、品目分類によっている。含まれる品目は、第12、29表参照。

負担率は、昭和55年までは、生計支出に占める割合であったが、56年以降、消費支出に占める

割合に変更し、同時に54年まで遡及して再計算している。

また、53年以前の公共的料金は、公共料金等と準公共料金等に分割することができない。その範囲は、54年以降と異なり、給与住宅家賃を含み、たばこ、食塩を含まない。